

戸籍の届出をされた方へ

戸籍の届出をされた方で住民登録地が芦屋市の方は、以下の手続きが必要となる場合があります。該当する手続きがありましたら、平日の午前9時から午後5時30分までに芦屋市役所の各担当窓口で手続きをお願いします。

※ご注意ください※

こちらは芦屋市に住民登録をされている方が、芦屋市役所で行うことのできる手続きの一覧です。住民登録地が芦屋市以外の方につきましては、住民登録地の市区町村へお問い合わせください。

市民課での手続き

<氏名変更に伴う手続き>

(1) マイナンバーカード・住民基本台帳カード

変更後の氏名を、カードへ記載する手続きをお願いします。

- ☞ **必要なもの：お持ちの上記カード（カードの券面変更の手続きの際、窓口で4けたの暗証番号の入力が必要になります）**

（※代理人による手続きの場合等、必要なものが異なる場合がありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください）

担当窓口：北館1階 6番窓口（市民課 マイナンバーカード）

直通番号：38-2070

(2) 印鑑登録

新しい氏名の印鑑を登録したい場合は、お手数ですが再登録の手続きをお願いします。

- ☞ **必要なもの：登録する印鑑**

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

（※代理人による手続きの場合等、必要なものが異なる場合がありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください）

担当窓口：北館1階 2番窓口（市民課 印鑑登録）

直通番号：38-2119

<世帯合併の手続き>

（*婚姻届等を提出されても、自動的に世帯合併されません。別途、世帯合併の手続きが必要です。）婚姻届出日から14日以内にお届けがなければ、過料の対象となる場合があります。

夫婦が同じ住所で別々に住民登録している場合は、世帯を1つにする世帯合併の手続きをお願いします。

- ☞ **必要なもの：本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）**

担当窓口：北館1階 4番窓口（市民課 住民異動届）

直通番号：38-2119

市民課以外での手続き

(※手続きに必要なもの等、詳しくは各担当へお問い合わせください。)

- 各種福祉医療費受給者証の氏名変更
※戸籍届出の内容によっては、氏名変更以外にも受給資格の変更等の手続きが必要となる場合がありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。
☞担当窓口：南館1階 14番窓口（地域福祉課 福祉医療）
直通番号：38-2076

- 児童手当・児童扶養手当の受給者、配偶者又は児童の氏名変更
※戸籍届出の内容によっては、氏名変更以外にも受給資格の変更等の手続きが必要となる場合がありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。
☞担当窓口：南館1階 17番窓口（こども政策課 こども支援係）
直通番号：38-2045

- 国民健康保険証の氏名変更
☞担当窓口：南館1階 10番窓口
（保険課 保険係）
直通番号：38-2035
- 市営住宅等の名義変更
☞担当窓口：東館1階 E16番窓口
（建築住宅課 住宅管理センター）
直通番号：38-2026

- 市立小・中学校、幼稚園の児童・生徒の氏名変更
☞各市立小・中学校、幼稚園で手続きをお願いします。
問い合わせ先：教育委員会管理課
直通番号：38-2085
- 身体障害者手帳等の氏名変更
☞担当窓口：南館1階 15番窓口
（障がい福祉課）
直通番号：38-2043

- 生活保護受給者の氏名変更
☞担当窓口：南館1階 18番窓口
（生活援護課 生活保護係）
直通番号：38-2042

- 保育所・認定こども園入所児童の氏名変更
☞担当窓口：南館1階 16番窓口
（ほいく課 入所係）
直通番号：38-2128
- 介護保険被保険者証の氏名変更
☞担当窓口：南館1階 22番窓口
（高齢介護課 介護保険）
直通番号：38-2046

- 高齢者証明書の氏名変更
☞担当窓口：南館1階 21番窓口
（高齢介護課 高齢福祉）
直通番号：38-2044
- 水道料金支払いの名義変更
☞担当窓口：東館1階 E15番窓口
（水道お客様センター）
直通番号：38-2082

- 畜犬登録の登録事項変更
☞担当窓口：北館3階
（環境課 管理係）
直通番号：38-2050